事業所番号:0491200150

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

社会福祉法人ふれあいの里　地域密着型特別養護老人ホーム　せくれ～Secure～　料金表

令和8年8月1日　現在

○個室利用の場合　定員18名　　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（ユニット型個室）　（単位:円）

要介護度	施設サービス費自己負担額（令和6年4月1日より変更）	利用者負担第1段階			利用者負担第2段階			利用者負担第3段階①			利用者負担第3段階②			利用者負担 基準費用額		
		住民税非課税世帯・老齢福祉年金受給者並びに生活保護受給者の方			住民税非課税世帯で、前年のその他合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年80万円以下の方			住民税非課税世帯で、前年のその他合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年80万円以上から120			住民税非課税世帯で、前年のその他合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年120万円以上の方			左記以外の方		
		居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額
要介護1	682	880	300	55,860	880	390	58,560	1,370	680	81,960	1,470	1,420	107,160	2,066	1,545	128,790
要介護2	753			57,990			60,690			84,090			109,290			130,920
要介護3	828			60,240			62,940			86,340			111,540			133,170
要介護4	901			62,430			65,130			88,530			113,730			135,360
要介護5	971			64,530			67,230			90,630			115,830			137,460

※特定入所者介護サービス費（食費・居住費）の認定者については、所得に応じ、上記表の負担段階毎に軽減措置後（補足給付後）の利用者負担額となります。

○上記の介護サービス費及び食費・居住費以外に施設状況及び職員体制により加算される料金

加算種別	自己負担額	加算及び算定の内容
初期加算	30円／日	入居後30日間に限り、1日につき加算される料金です。
特別通院送迎加算 ※対象者のみ	594円／月	透析を要する入所者であって、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合、加算される料金です。
看護体制加算（Ⅱ）イ	23円／日	管理者を中心として、看護職員及び介護職員の体制が整備され、看護師が不在時でも施設において標準化された指針やマニュアルにより観察項目が整備されている場合、加算される料金です。 **※算定内容の要件を満たす該当月のみ、加算算定となりますので、ご了承願います。**
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	46円／日	夜間帯に勤務する職員を基準より配置した場合、加算される料金です。
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46円／日	新規入所者の総数のうち、要介護4・5の方及び認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が一定以上である等の施設において、介護福祉士の数が入所者6に対して1以上配置した場合、加算される料金です。
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ （新加算）※令和8年6月1日 新設	介護報酬総額の17.6%	介護職員の賃金改善を行っている事業所において算定する料金です。

※上記加算は、職員の状況により変更することがございますのでご了承下さい。

事業所番号:0491200143

●多床室利用の場合　定員14名　　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（多床室）　（※平成24年4月1日前に新設）（単位:円）

要介護度	施設サービス費自己負担額（令和6年4月1日より変更）	利用者負担第1段階			利用者負担第2段階			利用者負担第3段階①			利用者負担第3段階②			利用者負担 基準費用額		
		住民税非課税世帯・老齢福祉年金受給者並びに生活保護受給者の方			住民税非課税世帯で、前年のその他合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年80万円以下の方			住民税非課税世帯で、前年のその他合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年80万円以上から120			住民税非課税世帯で、前年のその他合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年120万円以上の方			左記以外の方		
		居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額	居住費	食費	月額
要介護1	600	0	300	27,000	430	390	42,600	430	680	51,300	530	1,420	76,500	915	1,545	91,800
要介護2	671			29,130			44,730			53,430			78,630			93,930
要介護3	745			31,350			46,950			55,650			80,850			96,150
要介護4	817			33,510			49,110			57,810			83,010			98,310
要介護5	887			35,610			51,210			59,910			85,110			100,410

※特定入所者介護サービス費（食費・居住費）の認定者については、所得に応じ、上記表の負担段階毎に軽減措置後（補足給付後）の利用者負担額となります。

●上記の介護サービス費及び食費・居住費以外に施設状況及び職員体制により加算される料金

加算種別	自己負担額	加算及び算定の内容
初期加算	30円／日	入居後30日間に限り、1日につき加算される料金です。
看護体制加算（Ⅱ）イ	23円／日	管理者を中心として、看護職員及び介護職員の体制が整備され、看護師が不在時でも施設において標準化された指針やマニュアルにより観察項目が整備されている場合、加算される料金です。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	41円／日	夜間帯に勤務する職員を基準より配置した場合、加算される料金です。
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36円／日	新規入所者の総数のうち、要介護4・5の方及び認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が一定以上である等の施設において、介護福祉士の数が入所者6に対して1以上配置した場合、加算される料金です。
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ （新加算）※令和8年6月1日 新設	介護報酬総額の17.6%	介護職員の賃金改善を行っている事業所において算定する料金です。

※上記加算は、職員の状況により変更することがございますのでご了承下さい。

【備　考】

①ご入居者様の収入へ応じて食費・居住費の軽減を上記表の通り受けることができますが軽減を受けるためには市町村への届出をし『介護保険負担限度額認定証』の交付を受ける必要があります。

②入院又は外泊のため1ヶ月につき6日を限度とし、居住費に加え1日246円をご請求致します。7日目以降は、軽減対象者であっても1日につき居室種別毎の居住費を全額ご請求させて頂きます。

③上記加算以外に、配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合、加算される料金もあります。
【配置医師緊急時対応加算】早朝・夜間の場合:650円／1回、深夜の場合:1,300円／1回

事業所番号:0471201186	従来型短期入所生活介護費

令和8年8月1日　現在

社会福祉法人ふれあいの里　地域密着型特別養護老人ホーム　せくれ～Secure～　料金表

☆従来型個室　定員2名　　併設型短期入所生活介護費　　（単位:円）

要介護度	施設サービス費自己負担額（令和6年4月1日より変更）	利用者負担第1段階			利用者負担第2段階			利用者負担第3段階①			利用者負担第3段階②			利用者負担 基準費用額		
		住民税非課税世帯・老齢福祉年金受給者並びに生活保護受給者の方			住民税非課税世帯・課税年金及び合計所得金額の合計が80万円以下の方			住民税非課税世帯・課税年金及び合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の方			住民税非課税世帯・課税年金及び合計所得金額の合計が120万円超の方			左記以外の方		
		居住費	食費	日額	居住費	食費	日額	居住費	食費	日額	居住費	食費	日額	居住費	食費	日額
要介護1	603	380	300	1,283	480	600	1,683	880	1,030	2,513	980	1,360	2,943	1,231	1,545	3,379
要介護2	672			1,352			1,752			2,582			3,012			3,448
要介護3	745			1,425			1,825			2,655			3,085			3,521
要介護4	815			1,495			1,895			2,725			3,155			3,591
要介護5	884			1,564			1,964			2,794			3,224			3,660

※特定入所者介護サービス費（食費・居住費）の認定者については、所得に応じ、上記表の負担段階毎に軽減措置後（補足給付後）の利用者負担額となります。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,545円（日額）となります。

★併設型多床室　定員8名　　併設型短期入所生活介護費　　（単位:円）

要介護度	施設サービス費自己負担額（令和6年4月1日より変更）	利用者負担第1段階			利用者負担第2段階			利用者負担第3段階①（令和3年8月1日より）			利用者負担第3段階②（令和3年8月1日より）			利用者負担 基準費用額（令和3年8月1日より）		
		住民税非課税世帯・老齢福祉年金受給者並びに生活保護受給者の方			住民税非課税世帯・課税年金及び合計所得金額の合計が80万円以下の方			住民税非課税世帯・課税年金及び合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の方			住民税非課税世帯・課税年金及び合計所得金額の合計が120万円超の方			左記以外の方		
		居住費	食費	日額	居住費	食費	日額	居住費	食費	日額	居住費	食費	日額	居住費	食費	日額
要介護1	603	0	300	903	430	600	1,633	430	1,030	2,063	530	1,360	2,493	915	1,545	3,063
要介護2	672			972			1,702			2,132			2,562			3,132
要介護3	745			1,045			1,775			2,205			2,635			3,205
要介護4	815			1,115			1,845			2,275			2,705			3,275
要介護5	884			1,184			1,914			2,344			2,774			3,344

※特定入所者介護サービス費（食費・居住費）の認定者については、所得に応じ、上記表の負担段階毎に軽減措置後（補足給付後）の利用者負担額となります。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,545円（日額）となります。

○上記の介護サービス費及び食費・居住費以外に施設状況及び職員体制により加算される料金

加算種別	自己負担額	加算及び算定の内容
送迎加算	184円／回	短期入所における入退所の送迎を行った場合算定される料金です。（片道）
緊急短期入所受入加算	90円／日	緊急利用者を受け入れた場合、加算される料金です。
在宅中重度者受入加算4（看護体制加算なし）	425円	居宅において訪問看護を利用し、短期入所利用中も当施設看護師と連携しながら訪問看護を利用した場合算定される料金です。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13円／日	夜間帯に勤務する職員を基準より配置した場合、加算される料金です。
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ（新加算）※令和8年6月1日　新設	介護報酬総額の17.6%	介護職員の賃金改善を行っている短期入所生活介護事業所において算定する料金です。

※上記加算は、職員の状況により変更することがございますのでご了承下さい。

【備　考】

①ご入居者様の収入へ応じて食費・居住費の軽減を上記表の通り受けることができますが軽減を受けるためには市町村への届出をし『介護保険負担限度額認定証』の交付を受ける必要があります。

②また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。